

1 介護相談員の名称変更について

令和2年5月29日付け老高0529第1号「「介護相談員派遣等事業の実施について」の一部改正について」において、「介護相談員」は、「介護サービス相談員」へ名称が変更となりました。

本市においても、令和3年4月1日より「介護サービス相談員」へと名称を変更いたしましたので、重要事項説明書等の書類等への記載についても変更をお願いいたします。

2 事故に関する報告の様式及び報告方法について

令和4年1月5日付け「介護保険サービス事業における事故発生時の連絡の取扱いについて」において通知しておりますように、事故等が発生した場合は速やかに市へ電話又はFAX（様式不問）にて連絡し、報告書を提出していただく必要があります。詳細につきましては、別添2及び3をご確認ください。

なお、本通知及び報告書はウェブサイトに掲載しております。

【ウェブサイト掲載場所】

総合トップ>総合メニューから探す>健康・福祉・介護・医療>福祉・介護・医療>高齢者の福祉>事業者向け情報>事故報告書について

3 業務管理体制の整備に関する届出システムの運用開始について

令和5年3月23日付け「業務管理体制の整備に係る届出事務の電子申請化について（通知）」において通知しておりますように、これまで、郵送等により手続きを行っていた届出を厚生労働省において「業務管理体制の整備に関する届出システム」が構築されたことにより、電子申請等による届出が可能となりました。詳細については別添4をご確認ください。

なお、ウェブサイトにも本通知及びマニュアル等を掲載しております。

【ウェブサイト掲載場所】

総合トップ>総合メニューから探す>健康・福祉・介護・医療>福祉・介護・医療>高齢者の福祉>事業者向け情報>業務管理体制に関する届出について